
第1回 日吉津村議会定例会会議録 (第5日)

平成30年3月20日(火曜日)

議事日程(第5号)

平成30年3月20日 午後1時30分 開議

- 日程第 1 議案の訂正の件について
- 日程第 2 議案第 4号 日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 5号 日吉津村非常勤職員及び臨時的任用職員の任用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 6号 日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 7号 日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 8号 日吉津村複合施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 9号 日吉津村特別医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 10号 日吉津村被災者住宅再建支援事業助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 11号 日吉津村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 12号 日吉津村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 13号 日吉津村都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 14号 日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 15号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第7回)について
- 日程第 14 議案第 16号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4回)について

- 日程第 15 議案第 17 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 2 回) について
- 日程第 16 議案第 18 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算
(第 5 回) について
- 日程第 17 議案第 19 号 平成 29 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計
補正予算 (第 1 回) について
- 日程第 18 議案第 20 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について
- 日程第 19 議案第 21 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算
について
- 日程第 20 議案第 22 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算につい
て
- 日程第 21 議案第 23 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計予算につい
て
- 日程第 22 議案第 24 号 平成 30 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計予
算について
- 日程第 23 議案第 25 号 日吉津村教育委員会委員の任命について
- 日程第 24 議案第 26 号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第 25 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 26 発議第 1 号 日吉津村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例について
- 日程第 27 総務経済常任委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第 28 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 29 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 30 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案の訂正の件について
- 日程第 2 議案第 4 号 日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例について

- 日程第 3 議案第 5 号 日吉津村非常勤職員及び臨時的任用職員の任用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 6 号 日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 7 号 日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 8 号 日吉津村複合施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 9 号 日吉津村特別医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 10 号 日吉津村被災者住宅再建支援事業助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 11 号 日吉津村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 12 号 日吉津村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 13 号 日吉津村都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 14 号 日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 15 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 7 回）について
- 日程第 14 議案第 16 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 回）について
- 日程第 15 議案第 17 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）について
- 日程第 16 議案第 18 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 回）について
- 日程第 17 議案第 19 号 平成 29 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計補正予算（第 1 回）について
- 日程第 18 議案第 20 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について
- 日程第 19 議案第 21 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算について

説明のため出席した者の職氏名

村長	石 操	総務課長	高 田 直 人
住民課長	清 水 香代子	福祉保健課長	小 原 義 人
建設産業課長	益 田 英 則	教育長	井 田 博 之
教育課長	松 尾 達 志	会計管理者	前 田 昇

午後 1 時 30 分 開議

○議長（山路 有君） 皆さんこんにちは。平成 30 年 3 月第 1 回定例会 3 月 20 日最終日となりました。春はもうそこまでというところですが、寒暖の激しい毎日が続いております。皆さんにおかれましては、体調管理に十分に気をつけていただきたいと思います。

ただいまの出席議員数は 9 名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第 1 議案の訂正の件について

○議長（山路 有君） 日程第 1、議案の訂正の件についてを議題といたします。提案者から議案の訂正の理由を求めます。

石村長。

○村長（石 操君） ただいま議題としていただきました議案の訂正の件について、訂正理由を申し上げます。本定例会の 4 日目であります 3 月 12 日に行われました議案質疑の際、議案第 15 号の平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算第 7 回について、橋井議員から質疑を受けたところであります。その内容は 9 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出における第 3 款、民生費の特定財源のその他 1,250 万 5,000 円と、歳出予算 17 ページから 19 ページまでの第 1 款、民生費の特定財源のその他の合計額 942 万 4,000 円が違うのではというご指摘でございました。これは 11 ページの第 11 款、分担金及び負担金、第 1 項負担金、第 1 目の民生費負担金、第 3 節児童福祉費負担金に保育利用者負担金の 308 万 1,000 円の減額を計上し、その額を 19 ページの第 1 款民生費、第 2 項児童福祉費、第 2 目児童措置費の特定財源のその他に充当した際、9 ページの第 3 款民生費の特定財源その他の 1,250 万 5,000 円から 308 万 1,000 円を減額すべき

ものでありました。つきましては訂正してお詫び申し上げる次第であります。9 ページの第 3 款、民生費のその他を 942 万 4,000 円と訂正するものであります。

また、同補正予算の 30 ページの給与費明細書の補正後の議員数について減員がされていませんでした。これにつきましては、報酬等を支出しておりましたために異動があった後も 10 名としていたものでありますけれども、現状にあわせて 9 名と訂正をするものであります。

以上訂正をお願いをさせていただきまして、訂正後の議案第 15 号の平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算第 7 回についての御承認をたまわりますようよろしくお願いをしますのであります。

○議長（山路 有君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですから質疑を終わります。

議案の訂正の件について承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） したがって議案の訂正の件について承認することに決定いたしました。

日程第 2 議案第 4 号

○議長（山路 有君） 日程第 2、議案第 4 号日吉津村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから討論を終わります。

これから議案第 4 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 5 号

○議長（山路 有君） 日程第 3、議案第 5 号日吉津村非常勤職員及び臨時的任用職員の任用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第5号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第6号

○議長（山路 有君） 日程第4、議案第6号日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので討論を終わります。

これから議案第6号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第7号

○議長（山路 有君） 日程第5、議案第7号日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第7号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第8号

○議長（山路 有君） 日程第6、議案第8号日吉津村複合施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第9号

○議長（山路 有君） 日程第7、議案第9号日吉津村特別医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので討論を終わります。これから議案第9号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第10号

○議長（山路 有君） 日程第8、議案第10号日吉津村被災者住宅再建支援事業助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので討論を終わります。

これから議案第 10 号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 11 号

○議長（山路 有君） 日程第 9、議案第 11 号日吉津村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 11 号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 12 号

○議長（山路 有君） 日程第 10、議案第 12 号日吉津村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案 12 号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 13 号

○議長（山路 有君） 日程第 11、議案第 13 号日吉津村都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第 13 号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 14 号

○議長（山路 有君） 日程第 12、議案第 14 号日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので討論を終わります。

これから議案第 14 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 15 号

○議長（山路 有君） 日程第 13、議案第 15 号平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 7 回）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので討論を終わります。

これから議案第 15 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 16 号

○議長（山路 有君） 日程第 14、議案第 16 号平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 回）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 16 号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 17 号

○議長（山路 有君） 日程第 15、議案第 17 号平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので討論を終わります。これから議案第 17 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 17 号は原案のとおり可決さ

れました。

日程第 16 議案第 18 号

○議長（山路 有君） 日程第 16、議案第 18 号平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 回）についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので討論を終わります。これから議案第 18 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 19 号

○議長（山路 有君） 日程第 17、議案第 19 号平成 29 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計補正予算（第 1 回）についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので討論を終わります。これから議案第 19 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 20 号 から 日程第 22 議案第 24 号

○議長（山路 有君） お諮りいたします。日程第 18 から日程第 22 まで予算審査特別委員長審査報告ですから一括議題といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 18、議案第 20 号平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について、日程第 19、議案第 21 号平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算について、日程第 20、議案第 22 号平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について、日程第 21 議案第 23 号平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計予算について、日程第 22、議案第 24 号平成 30 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計予算についてを一括議題とします。

本 5 議案は、本会議において予算審査特別委員会に審査を付託していますので、予算審査特別委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

橋井予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（橋井 満義君） ただいまより、予算審査特別委員会におきます審査の報告を申し上げます。

平成 30 年 3 月 20 日、日吉津村議会山路有様、予算審査特別委員長橋井満義。

委員会審査報告書、本委員会は去る 3 月 20 日の本会議において、予算審査特別委員会を設置し、本委員会に付託されました事件は、審査の結果次のとおり決定をいたしましたので、会議規則第 77 条の規定により報告を申し上げます。

まず、審査の日時であります、平成 30 年 3 月 13 日及び 14 日の 2 日間でございます。審査場所は議会委員会室で行っております。各委員の構成につきましては、委員長、わたくし橋井でございます。副委員長には松田悦郎議員、そして加藤修、敬称を略させていただきます。江田加代議員、三島尋子議員、井藤稔議員、松本二三子議員、河中博子議員、そして山路議長の全員 9 名であります。

説明のために出席要請をした者につきましては、井田教育長、松尾教育課長、高田総務課長、鬼束総務課係長、清水住民課長、小原福祉保健課長、長谷保育所長、益田建設産業課長、高森議会事務局長であります。なお、審査事件につきましては、先ほど議長の方からもご紹介がありましたが、議案の第 20 号から議案の第 24 号まで 5 会計についてであります。順に各会計に基づきまして、審査の経過を申し上げます。

審査事件名、議案第 20 号平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算についてであります。まず、歳入歳出の総額は 24 億 6,185 万 8,000 円とし、昨年度より 3,648 万 9,000 円増で約 1.5 パーセントの増額予算であります。歳入の主なものは村税で、法人分は減額であるが個人分は所得割の増を見込んで、448 万 8,000 円の増額であります。固定資産税は評価替えに伴って、特に

償却資産の約 1,600 万円の減額により、2,710 万 9,000 円の減額でございます。地方交付税は昨年の予算実績を見込み、2,100 万円分増であります。負担金は保育料負担金 7,453 万 5,000 円を利用単価といたして、保育所に支払う負担金の増額を見込んで 1 億 1,890 万 8,000 円となっております。村債では緊急防災・減災事業費の中で福祉避難所の非常用発電機設置工事として、1 億 1,100 万円を計上されております。総務費寄付金のふるさと納税寄付金は、2,000 万円とし 3,000 万円の減額計上となりました。歳出は住宅管理費 7,238 万 8,000 円で 6,919 万 4,000 円の増額であります。これらは村営住宅建替え工事の 7,060 万円が主なものであります。災害対策費は 1 億 1,875 万 7,000 円であり、福祉避難所非常用発電機を社会福祉センターとデイサービスの 2 カ所に設置する費用が含まれております。学校管理費は 1,148 万 4,000 円の増額であります。30 人学級体制整備に伴い、総人数加配教員の予算でございます。また、新築住宅利息助成制度や保育所を利用しない世帯に対して行う在宅育児サポート事業、新規事業として中学生 6 名をオーストラリアに派遣する人材育成交流なども行われ、各世代への配慮がなされております。本委員会はこれらにつき、全会一致で可決すべきとなりました。

次、議案第 21 号平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算についてであります。歳入歳出の総額は 3 億 6,361 万 4,000 円とし、前年度より 1 億 3,594 万 2,000 円の減額予算であります。これまで当国保は市町村によって運営をされてきておりましたが、国民健康保険制度改正により、30 年度から県が保険者となり、県全体の国保財政を管理するようになります。市町村は保険税の額を決め、住民から保険税を徴収し県に納付することとなります。また、資格審査や保険事業は引き続き市町村が担い、国保の制度運営は県と協同で行うこととなります。歳入の主なものにつきましては、保険税収入 7,253 万 3,000 円で県支出金の保険給付費等交付金は 2 億 6,998 万 3,000 円、一般会計繰入金は保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金、保険事業等に 1,716 万 7,000 円となっております。県一本化での予算の組み立てが大きく変わり国庫支出金、共同事業交付金等については科目が廃止となりました。これまで一般会計から国保会計に、国の基準以上の法定外繰入金を入れて国保税の高騰を抑えてまいりましたが、国は市町村独自の繰入れは解消するように指導をしております。これからはその指導役は県が担うこととなっております。歳出の主なものは国民健康保険事業納付金 7,465 万 2,000 円、保険給付費 2 億 6,996 万 6,000 円保険事業費 1,035 万 6,000 円であり、他の科目は廃止となりました。保険給付費の支払いは県が国保連合会に直接支払うこととなりますが、制度の移行ができていないため今年度は村が給付費を医療期間に支払うこととなっております。特に医療費の適正化として

30年度より国から、3,400億の財政支援や激変緩和措置により据え置きとしたことや、不測の事態に備え昨年から5,000万円の基金を積み立てております。当会計については、本委員会は全会一致で可決すべきとなりました。

次、議案第22号平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入歳出の総額は4,473万9,000円とし、前年度より281万8,000円の増額予算であります。この会計は、保険料と一般会計からの保険基盤安定繰入金を主な財源として、県内すべての自治体で構成される、後期高齢者医療広域連合へ納付金として支払うシステムであります。村では、窓口業務や保険料徴収事務を行っており、その徴収に努力がなされております。本委員会は全会一致で可決すべきとなりました。

次、議案第23号平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計予算について、歳入歳出の総額は1億2,847万3,000円とし、前年度より354万2,000円の減額予算であります。歳入の主なものとして、公共下水道使用料の292万3,000円の増額は人口等の増加によるものであります。歳出の主なものについては、総務費が609万1,000円増の3,153万円ではありますが、これは消費税納付金600万円が主なものであります。維持管理費は454万8,000円減の3,518万7,000円となっておりますが、これは平成29年度の修繕工事やマンホール、鉄蓋修繕工事箇所の減であります。本30年度に改めて129万6,000円を計上し、工事を行う予定であります。水洗化率は下水道区域で98.8パーセントとなり、実績は昨年度より超えているなど村民への配慮がなされております。本委員会は当会計について全会一致で可決すべきとなりました。

次、議案第24号平成30年度鳥取県西伯町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計予算について、これについては構成市町村が負担金をいただいて運営するもので、29年度、30年度の2ヵ年を日吉津村が事務局を担当して持っております。30年度が最終年度となり、繰越金65万円を計上している審査会の報酬等は、前年度の繰越金で対応されますが、効率的に事務が行われることを確認しております。本委員会は全会一致で可決すべきとなりました。

なお、本委員会に付託されました審査過程で、平成30年度の各会計予算に別紙のとおり意見があったので、審査意見書を添付をし、執行部については、適切な対応を図っていただきたいというふうに思います。

以上、議案第20号から議案第24号までの5会計予算について、以上のとおり報告申し上げます。

○議長（山路 有君） ごくろうさまでした。橋井予算委員長長の報告が終わりました。

本5議案は、議員全員で構成します予算審査特別委員会に審査を付託していますので、この際質疑はないものとし、討論を行います。討論は各議案ごとに行います。

議案第20号平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。本議案に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。本議案に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。次に議案第22号平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。本議案に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第23号平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計予算についての討論を

行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 23 号を採決します。本議案に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 23 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 24 号平成 30 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 24 号を採決します。本議案に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 24 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 23 議案第 25 号

○議長（山路 有君） 日程第 23、議案第 25 号日吉津村教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので討論を終わります。

これから議案第 25 号を採決します。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 25 号は原案のとおり同意されました。

日程第 24 議案第 26 号

○議長（山路 有君） 日程第 24、議案第 26 号鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 26 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 26 号は原案のとおり可決されました。

日程第 25 諮問第 1 号

○議長（山路 有君） 日程第 25、諮問第 1 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。本件についてはお手元に配布のとおり、梅木洋子氏を人権擁護委員に推薦したい趣旨、村長から文書にて意見を求められています。

なお、人権擁護委員の任期は 3 年です。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので討論を終わります。

お諮りいたします。人権擁護委員の推薦について梅木洋子氏を適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、人権擁護委員の推薦については、梅木洋子氏を適任とすることに決定いたしました。

日程第 26 発議第 1 号

○議長（山路 有君） 日程第 26、発議第 1 号日吉津村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

加藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（加藤 修君） 発議第 1 号、日吉津村議会議長山路有様、平成 30 年 3 月 20 日、提出者日吉津村議会運営委員長加藤修。

日吉津村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに日吉津村議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出をいたします。

提出の理由、平成 29 年 8 月 8 日に出された人事院勧告に基づき、特別職の職員の給与に関する法律の改正が行われました。これに伴い平成 30 年 4 月 1 日から議会議員に関わる期末手当の支給率を 0.05 月引き上げるものです。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（山路 有君） 説明が終わりました。この際質疑討論はないものとし、採決を行います。

本発議は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、発議第 1 号は原案のとおり可決されました。

日程第 27 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 27、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務経済常任委員長から、所管事務のうち会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 28 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 28、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

教育民生常任委員長から、所管事務のうち会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 29 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 29、広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

広報広聴常任委員長から、所管事務のうち会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 30 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 30、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から臨時議会を含む時期定例会までの議会運営について、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（山路 有君） 以上で、本定例会の会議に付議された議案はすべて終了いたしました。これをもって、会議を閉じ平成 30 年第 1 回日吉津村議会定例会を閉会いたします。

午後 2 時 18 分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員